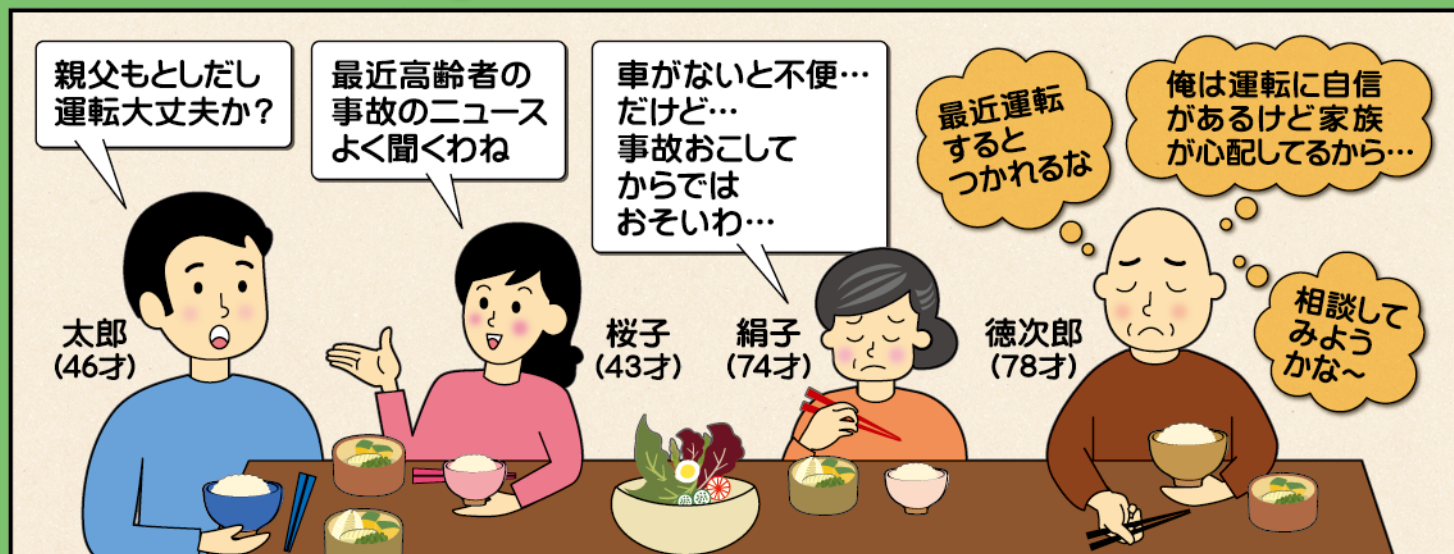


# 運転を卒業するという選択



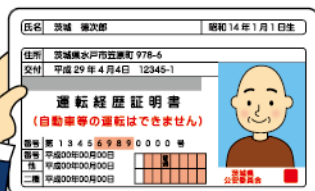
**運転免許センター** 運転免許自主返納制度があります。

高齢や病気等を理由に、自動車の運転をしない場合、自分の意思で有効期限の残っている運転免許を返納することです。



返納した日から**5年以内**に運転経歴証明書を申請することができます(有料)

※運転経歴証明書は、身分証明書として使用することができます



- 運転免許センター 日曜日の窓口あり
  - 県内各警察署 平日のみ
  - 交番又は駐在所
- ※家族等の代理人による申請手続きも可能です。

・ 詳しいお問合せ先 ・

**茨城県警察運転免許センター**  
(029-293-8811)  
最寄りの警察署交通課